

六 払込金額

三十一億五千六百万円

八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

九 発行日

平成十八年十月二十日

十 利率

年一・七パーセント

十一 経過利率

額に日本郵政公社総裁は、払込金

出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす

額面金額の総額 $\frac{1.7 \times 30}{100} \times 365$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについで、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額

十三 初期利子

十四 第二期以後の利子

十五 償還期限

十六 償還金額

十七 元利支額

十八 払集場所

十九 払込期日

に百分の二十を乗じた金額（た
 だし、当該国債を発行時におい
 て取得する者が非居住者又は外
 国法人である場合には、前記（一）の
 算式により算出した金額に当該
 非居住者又は外国法人が適用を
 受ける所得税の税率を乗じた金
 額）を控除することができる。
 平成十九年三月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1}{2} \times 1$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十年九月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十八年十月六日から平成十
 八年十月十六日まで
 平成十八年十月二十日